

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年八月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和五年八月十 四日	指定の年月日
埼玉県児玉郡神川町大字植竹字東並木七百二十 番十	指定に係る道路の位置
三十三・四七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・五〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)